

議案第7号

字の区域及び名称を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域及び名称を新たに画し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和4年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新設し、土地の所在を明確にするため。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に該当する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
海老崎				155、211、212、214の3、215、217の1から217の3まで、218、219の1、219の2、220、221、222、223、224の1から224の4まで、228、232、241、242、243、271、272の1から272の8まで、273、274、275	これに伴う道路、水路等を含む。
旧港				317の1から317の3まで、423の1、423の3、423の4、424の2、424の5、424の6、424の8、425の1、425の2、426の1、426の2、1532の2、1533の1から1533の5まで、1535の1、1535の5、1535の6、1569の1から1569の7まで、1569の9から1569の15まで、1569の23、1569の32から1569の43まで、1569の45、1569の48、1569の49、1569の52、1569の54、1569の55	これに伴う道路、水路等を含む。
琴平町				178の1、178の2、179の1から179の5まで、180の4、183の1、183の3から183の10まで、187、267、268の1、268の2、269の1、269の2、270、348の1、348の5	これに伴う道路、水路等を含む。
新栄町				209の1、209の3から209の6まで、214の2、214の4、214の6から214の8まで、216の1から216の4まで、216の6、216の7、266、267、268の2、283の1	これに伴う道路、水路等を含む。
新町四丁目				227の2から227の8まで、236、238、238の1、239、244、245の1、245の2、268の1、281の1から281の3まで、282の3から282の6まで、283の3から283の6まで、284の2から284の5まで、284の7から284の10まで、284の12、286の1から286の3まで、287の1、287の2、289の3、290の1から290の3まで、291の1、291の2、292の1、292の2、293の1、293の2、294の1から294の3まで、295の1、295の2、296、297の1、297の3、297の4、298の3、298の4、299の1、299の3から299の5まで、433の13、433の28	これに伴う道路、水路等を含む。
新町五丁目				176の1、176の2、177、246の2、246の4、246の5、246の7、246の10、246の12、246の15、300の1から300の4まで、301の1から301の3まで、302の1、302の2、303の1、303の2、303の4、304の1、304の2、304の4から304の10まで、305の1、305の2、306の1から306の3まで、307の2、307の3、308の1から308の5まで、309の2、309の4から309の6まで、310の2から310の4まで、311の1、311の2、312の1から312の3まで、313の3から313の5まで、313の7から313の10まで、313の12、313の13、347の1から347の4まで、433の24	これに伴う道路、水路等を含む。
新港戎町				402の5、403の1から403の4まで、404、405の1、405の2、407の1、407の2、408、409の1、409の2、410の2、435の5、435の6、435の8から435の12まで、435の17から435の20まで、435の22、435の26、435の49、435の50、435の53、435の65、435の66	これに伴う道路、水路等を含む。
仲之町				351、352の2、353の1、353の2、355の1から355の3まで、356、357、358の1、358の2、392の1、392の2、392の4、393の2、393の3、394の2、395の2、395の3、395の6、396の1、396の2、397、398の1、398の2、399の1、399の3、399の4、401、402の1、403の5、433番・434番合併10、433番・434番合併33、433の9、1525の11、1525の12	これに伴う道路、水路等を含む。
西近江屋町				1536の2、1536の10、1536の11、1536の13、1536の38、1536の39、1536の44、1536の45、1536の49、1536の50、1536の52から1536の58まで、1536の72から1536の75まで、1536の77から1536の84まで、1536の86から1536の88まで、1536の91、1536の98、1536の99、1536の115、1536の119、1536の145、1536の146、1536の163、1536の175から1536の181まで、1536の193から1536の196まで、1536の199、1536の202、1536の204、1536の211、1536の213、1536の214、1536の221、1536の223、1536の242、1536の244	これに伴う道路、水路等を含む。
東近江屋町				1535の13、1536の9、1536の16、1536の17、1536の23、1536の24、1536の32、1536の34、1536の47、1536の65、1536の89、1536の116、1536の117、1536の122、1536の129、1536の131、1536の134、1536の135、1536の138、1536の139、1536の142、1536の152、1536の157、1536の160、1536の171、1536の174、1536の182から1536の185まで、1536の200、1536の201、1536の207から1536の210まで、1536の216から1536の219まで、1536の227、1536の228、1536の239、1536の243、1536の251、1536の256、1536の257	これに伴う道路、水路等を含む。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に該当する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
松本町一丁目				92の2、95の1から95の3まで、95の5、95の6、97、100の1、101の1から101の7まで、107、108の1、108の2、109、110の1、110の2、111の1から111の12まで、112の1、112の3、112の4、112の6から112の8まで、112の10、113の1から113の13まで、114の2、114の5から114の10まで、114の12から114の23まで、115の2、119の1、120の1、120の3、121の4、122、123、1536の3、1536の147、1536の253から1536の255まで	これに伴う道路、水路等を含む。
松本町三丁目				163の1、163の2、164の1、164の4から164の6まで、167の2、168の1、168の2、169、172の1、172の2、328、329、330の1から330の3まで、1535の4、1535の7から1535の9まで、1535の14、1537の2から1537の6まで	これに伴う道路、水路等を含む。
港町				307の1、310の1、313の14、410の1、410の3、410の4、411、412、413、414の1、416の1、416の2、416の4、416の5、417の1、417の2、418、419の1、419の2、420、421の2、421の3、421の5、422、423の2、423の5、424の1、424の3、424の7、425の3、425の4、433の20、433の22、435の7、435の13、435の15、435の16、435の67、435の68、437	これに伴う道路、水路等を含む。
横町				135、136の1、136の2、139、140、141、146の1、146の2、150の1、150の2	これに伴う道路、水路等を含む。

備考 令和4年2月8日調査

大字新設区域全体図
(令和3年度国土調査完了地区)



